

電気整備、周辺整備を考えている。

JR尾道駅東側の土地活用については、みなとオアシス尾道の陸の玄関口であるJR尾道駅周辺の環境改善につながるよう活用していきたいと考えている。

### 児童虐待発生予防対策について

**問** 厚生労働省は、児童相談所における児童虐待相談件数が増加するなか母子を心身ともに支援する事業（こんにちは赤ちゃん事業）をスタートさせているが、

「新生児訪問事業」と「こんにちは赤ちゃん事業」についての見解を聞きたい。

新生児訪問の結果、再訪問や支援が必要と認識された家庭は何世帯あり、その家庭に対してはどのような支援を行っているのか。

**答** 新生児訪問は子どもの発育に重点を置いた訪問指導である。また、こんにちは赤ちゃん事業は出産後の育児不安や子育て支援への取り組みに重点を置いた訪問事業であり、保護者の不安や家庭の孤立化を取り除くことによって健全な育児環境が整えられ、児童虐待の予防につながるものと考えている。現在尾道市はこの事業は実施していないが、今後関係各課と連携協議を図りながら取り組んでいきたい。

生後2カ月までの乳児を訪問した590世帯のうち、再訪問や支援が必要であると判断した家庭は63世帯である。支援内容は定期的に電話などで連絡をとり、状況に応じて保健センターでの育児相談への参加を勧めたり、市内の子育て支援事業を紹介し、利用をサポートしている。また、専門的な指導が必要な乳児は医療機関や助産師会、子ども家庭センター等、関係機関と連携し、支援を継続している。

### 安全・安心の街づくりについて

**問** 尾道市は沿岸部を多くの面積で占めており、過去の台風・高潮においても多くの被害と損害を被っている。被害地域の把握や今後の対策を県との連携も含めどのように考えているか。また、因島田熊町の港地域において台風が来る度に浸水が起こるが対策について聞きたい。

**答** 台風、高潮の被害状況の把握については、広島県とともに実地調査を行っている。その調査結果に基づき、高潮対策事業などの防災対策を実施している。今後も緊急性や事業費等を勘案して優先順位をつけ、整備環境の整った所から順次実施していく。また、県との連携については、広島県島嶼会等を通じて実施しており、さらには尾道市独自による要望活動を行って事業を促進するとともに事業実施に際し



因島田熊町の港地域

ては、円滑に執行されるよう地元調整を行っているところである。

因島田熊町港地域の高潮、浸水対策については、当面の対策として消防団等との連携や仮設ポンプの設置により対応したいと考えている。河口への樋門、ポンプ設置については、課題として関係機関と協議し検討したい。

### 後期高齢者医療保険の問題点と広域連合に求める当面の改善策について

**問** 来年4月から始まる後期高齢者医療保険は、75歳以上の高齢者と65歳から74歳までの障害をもった高齢者を現在それぞれが加入している国民健康保険や社会保険からはずし加入させるものであるが、

広島県の場合、想定されるこの保険料はいくらになるのか。

広島県後期高齢者医療広域連合に対して公聴会の実施、自治体の議会に対して財務報告の義務付け、情報公開の徹底などを要望するつもりはないのか。

**答** 加入者全員が支払う均等割と所得に応じて負担する所得割を併せた保険料は現在広域連合で検討中である。なお、国により1人当たり年50万円を上限に設定するとの基準が示されている。

広域連合では、現在準備業務に精力的に取り組んでおり公聴会などの実施予定はないが、運営に関する重要事項を調査、審議するために「広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会」が設置されており、審議のうへ、意見を頂くことになっている。また、業務報告や財務報告については、県内各市町の議会の議員により構成されている広域連合議会で説明報告を行っており、要請があれば資料提供は可能である。

さらに情報公開条例を定め住民参加の公正で開かれた行政を推進し、議会や審議会などの情報についてはホームページで公開されている。制度の周知については、広域連合において「広報計画」を作成し、県及び市町と共同で広報誌、パンフレットなどによる周知や医療機関など関係機関との連携による周知を行うことになっている。

このことから改善策については必要に応じて対応したい。市民向けには広域連合と共同で広報などを利用した制度の周知徹底を10月から適宜実施していく。

### 財政問題について

**問** 市民は今の尾道の財政状況をどのように認識しているか、また、今後、市の財政状況をどのように周知していくのか。

平成17年度決算時における820億300万円の市債残高を平成22年度までに20億300万円削減する計画とされているが、その資金計画について示して欲しい。

**答** 市民の皆さんには様々なご意見を頂いているが、多くの方は現

在の尾道市の財政状況が厳しいことは認識しておられ、大変建設的で前向きなご意見を頂いている。しかし、一方で市の財政状況の内容についてわかりにくいという声があるのも承知している。財政指標については説明が難しい点もあるので、より具体的に市税と人件費の比率、公債費との比較といった説明やグラフを用いるなど工夫を凝らしていきたい。周知方法については、広報のみを中心に説明について一層の改善を行うとともにホームページやケーブルテレビ等の媒体も考えていきたい。

新市建設計画の事業等に充てるため市債の発行をしているが、同時に償還期限の到達している借入金については逐年その元金の償還をしている。例えば今年度は約59億円の借入予定に対して約73億円の元金返済をする。このことから平成21年度の市債残高は平成17年度の市債残高より約25億円減少するものと見込んでいる。

### 尾道大橋無料化後の課題と具体的な対応策について

**問** 平成25年3月に無料化が内定している尾道大橋であるが、無料化後の延伸道路進入料金は有料なのか。有料ならばいくらになるのか。

**答** 本州四国連絡高速道路株式会社によると尾道大橋延伸道路の料金については、延伸道路は瀬戸内しまなみ海道の料金徴収区間であり、料金を徴収する大臣許可を受けているとのことである。料金は軽自動車等は50円、普通車は150円、その他の車種においても現行の尾道大橋料金と同額である。今後利用者の負担が軽減されるよう関係機関と協議をしていきたい。



尾道大橋延伸道路

## 委員会での審査

### 総務委員会

委員から、議案第115号にかかわり、地方交付税の約7億3千万円の減額の要因と予算編成時に想定できなかったことなのかとただしたのに対し、理事者から、この度の減額の主な要因は固定資産税と法人市民税の増加によるものである。固定資産税の償却資産分については、新年度の税額を基礎に算定されるので予算編成時には予想できず、法人市民税についても前年度の実績を基に計算するので大幅な増加は予測を超えるものであった。また、その他の減額の要因としては三位一体の改革等による地方交付税全体の縮減が挙げられると答弁があった。

これに対し、同委員から、国の地方交付税縮減の手法に対する市としての感想

についてただしたのに対し、理事者から、三位一体の改革により、地方交付税の減額は懸念していた。国に対しては、地方6団体(県、市、町のそれぞれの首長会、議長会)で財源の移譲を要望してきたが、まだ実現されていないのは残念であると答弁があった。

関連して、他の委員から、2市3町合併後の地方交付税額の減額についてただしたのに対し、理事者から、合併前後を比較すると平成18年度決算時点で約16億円の減額が見込まれると答弁があった。

これに対し、同委員から、地方交付税の減額により新市建設計画の抜本的見直しも必要ではないかとただしたのに対し、理事者から、新市建設計画については、毎年度の予算編成において歳入の状況を見定めて予算計上していくが、状況によっては今後見直しも有り得ると答弁があった。

次に、委員から、徴税総務費にかかわり、過誤納金還付金の補正内容についてただしたのに対し、理事者から、法人市民税には、事業年度開始日から6カ月を経過した時点で前年度の納付額の半分を納付し、事業年度終了後の確定申告により納付した金額が多ければ還付するという制度があり、この還付金が主な内容である。この他、市県民税、固定資産税などの還付があると答弁があった。

これに対し、同委員から、固定資産税の還付件数とその要因についてただしたのに対し、理事者から、件数は52件で主な要因としては、住宅を取り壊したのを確認できずにそのまま課税していたものであると答弁があった。

これに対し、同委員から、尾道市固定資産税等過誤納返還金取扱要綱では10年を超える過誤納については、領収書がないと還付されないが、その原因が行政側のミスによるものだから、領収書がない場合でも10年を超えて還付すべきであるとただしたのに対し、理事者から、固定資産税の還付については、法律で5年の時効が定められているが、尾道市では独自の要綱を作成し、10年まで還付可能とした。今後、領収書のない10年を超える還付については、他市の状況を見ながら検討したいと答弁があった。

また、尾道大橋無料化後の延伸道路の通行料の問題について、質疑、意見があり、この件について特別委員会を設置し、調査することを議長に申し入れることが決定された。

## 民生委員会

委員から、議案第115号にかかわり、老人福祉費の継続的評価分析事業の内容についてただしたのに対し、理事者から、この事業は、平成18年度から平成20年度の3カ年継続する事業である。事業の実施主体は市町村であり、本市では、北部地域包括支援センターで行う。その事業内容は、介護予防関連事業の対象者ごとのサービスの利用状況、心身機能に関する詳細な情報を聞き取り調査し、そのデ

ータを随時厚生労働省へ送付するものである。なお、今回9月補正に上げたのは、平成19年度の補助金額が決定したことによるものであると答弁があった。

これに対し、同委員から、情報収集後の対応についてただしたのに対し、理事者から、厚生労働省は、平成20年秋を目途にデータ集計、分析を行い、結果を取りまとめ、介護予防施策全体の評価に利用する予定である。本市へもその結果が送られるので、それを利用して本市の介護予防の施策にも反映していけると思われると答弁があった。

これに対し、同委員から、幅広い見地から十分に結果を解析して、それを本市の介護予防施策に反映してほしいと要望があった。

次に、委員から、老人保健費の後期高齢者医療システム対応委託料及び後期高齢者医療システム開発支援業務委託料の内容と補正理由についてただしたのに対し、理事者から、それぞれ後期高齢者医療制度の準備のための業務に要する経費であり、後期高齢者医療システム対応委託料は、本庁と支所のシステム導入に伴うネットワーク設計などの、システム対応による追加である。後期高齢者医療システム開発支援業務委託料は、国から示された後期高齢者医療システムの仕様の追加に伴う補正であると答弁があった。

また、同委員から、広島県後期高齢者医療広域連合議会の開催回数及び後期高齢者医療制度の今後のスケジュールについてただしたのに対し、理事者から、議会は今までに2回開催されている。今後のスケジュールについては、平成19年9月初めに国から保険料算定に必要な諸係数などが提示され、さらに市町へ広域連合での保険料の試算について説明がある。平成19年11月には、広島県広域連合での条例制定、保険料率の設定が行われ、12月上旬には被保険者ごとに保険料算出が行われる。また、12月中旬に、保険料の徴収を年金から控除して行う人の情報が市町に通知され、それを受けて、市町にて、介護保険料と合算した上で、保険料の徴収を年金から控除して行う人を特定する予定であると答弁があった。

これに対し、同委員から、本市の後期高齢者医療制度の対象者数についてただしたのに対し、理事者から、約23,500人であると答弁があった。

これに対し、同委員から、今後も高齢者が、安心して暮らせるような施策をしっかりと心がけてほしいと要望があった。

続いて、同委員から、議案第117号にかかわり、地域包括支援センター運営事業委託料及び地域包括支援センターシステム保守委託料の補正理由についてただしたのに対し、理事者から、地域包括支援センター運営事業委託料の追加は、因島、瀬戸田を管轄する南部地域包括支援センターの運営を充実するために、1人増員することによるものである。地域包括支援センターシステム保守委託料の追加は、各地域包括支援センターにパソコ

ンを追加配置するためのものであると答弁があった。

また、同委員から、地域支援事業の事業内容についてただしたのに対し、理事者から、地域支援事業は、介護予防事業と、包括的支援事業及び任意事業の二つに分けられ、介護予防事業は、特定高齢者施策と一般高齢者施策の二つの施策で成り立っている。また、包括的支援事業及び任意事業は、地域包括支援センターの実施事業が主なものであり、それ以外には各市町村が行う、介護給付等費用適正化事業や家族介護支援事業という任意事業があると答弁があった。

これに対し、同委員から、平成18年度の介護予防事業が総事業費に対し、対象経費実支出額が半分にも達していないのは、事業が十分に展開されていなかったからではないかとただしたのに対し、理事者から、市内の特定高齢者の決定者数が、当初国が見積もっている数より少なく、結果事業費も使われなかったことによるものであると答弁があった。

これに対し、同委員から、介護予防一般高齢者施策についても、もっと充実させていく必要があるのではないかとただしたのに対し、理事者から、平成18年度の介護予防一般高齢者施策のうち、介護予防普及啓発事業は、当初予定していたものより、不足していた面もあったと思われる。また、地域介護予防活動支援事業である、市内138カ所で行っているふれあいサロンについても、今以上活発になるよう、意見を参考にさらに介護予防一般高齢者施策を進めていきたいと答弁があった。

また、同委員から、地域包括支援センターの活動を目的どおりに、また円滑に機能させるために設けた尾道市地域包括支援センター運営協議会の開催状況についてただしたのに対し、理事者から、協議会は、年2回程度定期的に開催している。平成17年度、平成18年度は2回、平成19年度は7月に開催していると答弁があった。

これに対し、同委員から、地域包括支援センターの機能を、設置目的に沿うようにするために人的整備等努力してほしいと要望があった。

関連して、他の委員から、地域包括支援センターの事業を今後どういう形で発展させていきたいと考えているのかとただしたのに対し、理事者から、平成18年度は、地域包括支援センターの設置初年度で、介護予防プランが予想以上に大変な業務であったことにより、機能していないように思われているが、総合相談業務等、平成17年度までであった、在宅介護支援センターの業務も引き継ぎ、また、医師会との共催による認知症シンポジウムを開催する等、十分ではないが、本来業務も取り組んだ。平成19年度については、昨年度の事業を踏まえ、本来の業務を行うための活動方針を作成し、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの3つの専門職部会で重点目標を定め、地域包括支援センターが機能する取り組みを